

## 江戸の古本市 その仕法

橋口 侯之介（誠心堂書店）

これまで古書業界では古本の市場はせいぜい百年くらいの歴史だと考  
えてきた。それ以前は少数による私的な市があった程度と思われていた。  
しかし、実際は二百五十年以上前から「公的」な市場があったのである。  
今回は、古書店の若手向きに行った講演を再録する形で、この江戸時代  
の古書市に関する史料の紹介をしたい。

江戸時代の市場が確かめられる最も早い記録は、京都や大坂で享保年間  
である。そこで板木の市があり、古本の市も開かれていたらしい。

その頃の詳細な実態はわからないが、宝暦十二年（一七六二）になると市  
を開く権利を「株」にして、二軒の本屋に付与した記録が京都にある。「市  
屋之株を立、仕法を定め候事」と『京都上組濟帳標目』に記事があり、具  
体的な方法・規約を定めているのだ。

これは本屋仲間が公認した市場のことで、この仕組みは大坂にもでき、安  
永二年（一七七三）の申し合せが『大坂本屋仲間記録・裁配帳』に残つ  
ている。それを見ると当時の古書市場の様子が見えてくるので紹介しよ  
う（洋数字と振り仮名は橋口）。

### 仲間申合定

- ①従先年被為仰出候御法度之趣、堅相守可申事
- ②惣而新板物添状出不申分、并京江戸新板類当地添状出不申前二

### 堅売買被致間鋪事

- ③売子之儀は売親を相定、売親之外堅取引不相成候旨先年より  
申合ニ候処、近年心得違者有之候哉、仲間へも不入、何方之売  
子と申儀も不相知、仲間同前ニ世利物等被致候仁へ売買被致候  
衆中有之候由、自今右体之儀急度被致間鋪候事
- ④売子人別帳此度相改記シ申候間、増減有之次第早速行司へ可被  
申出候事

- ⑤仲間世利分会席之義は大塚屋惣兵衛方仲間之内最寄之方ニ而  
立会世利分致来候処、近年本屋仲間之外ニ而世利分と号、立会  
之義有之候由粗相聞江候、向後仲間之外世利分会へ立合被致間  
鋪候勿論、売物一品ニても被差出候義可為無用事

- ⑥手代小者と馴合其主人江隠し内証ニ而売買かたく被致間鋪候事
- ⑦主人より暇遣候手代小者江売買被致候儀は其主人江相居売買可  
被致候、主人間届不申儀を内証ニ而売買堅被致間敷候事

右之通仲間申合堅相守可申候以上

安永二巳年四月

大阪本屋仲間

これを逐条見ていくと、①は従来からいわれている御法度は堅く守  
ること、という決まり文句。

②本屋仲間て正式に出版を許可する証明書である添え状（添章）が出  
ていない新本は、市場では決して売買しないこと。これも仲間の申し合  
せで必ず用いる常套句。

③④から本文となる。ここでいう「売子」とは正式な本屋仲間員を  
売親と定めて個人で本の売買を仕事とする者のこと。そういう者

がたくさんいて、仲間の本屋はその名簿を提出し、売子人別帳をつくった。そこに載っていない者は取引しないようにということが、申し合せに加わった。それが明確でない者が近頃いるので、きちんと最新の人別帳を提出することある。

⑤市株を与えた大塚屋惣兵衛方での世利分会だけが仲間正規の市場である。近年非正規の世利分会と称する市場があるようだが、今後はそのような立会には参加しないこと。

⑥⑦は手代などの店の者が主人に内証で売買することを禁じたもので、これも常套句である。よほど横行しいたらしい。

京都の仕法には、これに振立ふりたてに際してえこひいきがないようにせよ、いったん市で落札した価格を値引きさせるようなことはするな、市屋は決められた歩銀ぶぎん（歩金 五%）以上の値上げをしないことなどの条文が加わる。江戸では、東京・浅倉屋書店に残っていた寛延二年（一七四九）の江戸三組行事の規約（現存しないが、雑誌「高潮」第一号、明治三十九年刊に紹介されている）がある。申し合わせとしては京都や大阪より古いが、これまで実態が把握されてこなかった。

①從御公儀様被仰出候御法度之書物、堅売買致間敷候事

②近年間々不算用之衆有之候、向後算用合急度相極売買可致事

③仲間算用唯今迄之通六十日限、世利衆は五節句恵比須講相極売買可致候事

④世利物せりもの十日限相極候。若延引致候は、受取仲間舗候事

⑤世利衆問屋之算用合、不埒被致置外へ被參候方間々相見へ申候。向後初はじめて而見へ候世利衆有之候は、前の問屋の算用合相尋、無滞衆中は売買

可致候。若無其尋内々にて売買致候方在之候は、算用合残在之候問屋より其段相断可申候。仲間世利衆とも不算用之衆在之候は、当行司へ家名書出相断可申候。行事方より惣仲間は勿論市宿迄張札出、右之仁え雖為現金、一切売買致間敷候。

右之趣三組行事立合之上相定候。急度相守可申候以上。

書物問屋三組行事

寛延二年己六月

この規約の内容は、①は大坂と同様の決まり文句。

②は清算の未払い（不算用する者がいるので、取引要項を決めるとある。

③以下がその条々。仲間同士の精算はこれまで通り「六十日限」とする。売子世利子たち（江戸では世利衆せりしゅうといっている）との取引は、五節句と恵比寿講（十一月十一日）を期日として清算することにする。

④新設したのは「世利物」といわれた市場で買った本の支払いは十日限と短くした。もしその支払いを延ばすなら、品物を受け取るのは清算が済んでからである。

⑤初めて来た世利衆に対しては、前の問屋に尋ねて不算用が判明したら行事に届け、その者の名を市宿（市場を主催する店の会場）に張り出し、現金といえども取引を禁ずると厳しい。

売子、世利衆という人たちが新本の販売から古本の供給に数多くかわっており、それが当時の書籍流通の毛細血管のようにはりめぐらされていたことを知る史料でもある。とくに古本にかんしては、市場の中で大きな役割を果たしていたと思われる。江戸時代の本屋は出版や新刊の販売だけで成り立っていたのではなく、古書の売買を重視していた。今後、このテーマでさらに掘り下げていこうと思う。